

議 第 7 号

選択的夫婦別姓制度について慎重に議論し、
旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

法 務 大 臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

平成30年2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」結果によると、選択的夫婦別姓制度については、導入の賛否に大きな差はなく、中には旧姓の通称使用の法制化を求める声もあるなど、国民の間には様々な意見が存在していることが明らかとなった。

平成27年12月に最高裁判所大法廷は、夫婦同氏制度を合憲とした上で、旧姓の通称使用は、婚姻によって氏を改めるものが受ける不利益を一定程度緩和し得るものと判示している。

選択的夫婦別姓制度については、親子で異なる姓を名乗ることになるなど、日本の家族の在り方に重大な変更を引き起こすことから、導入については慎重な議論が求められる一方、旧姓の通称使用については、運転免許証等の旧姓併記が認められるなど拡充されつつあることから、更なる利便性の向上を図るための法的な整備が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、夫婦の氏に関する国民の多様な声に耳を傾け、選択的夫婦別姓制度については、慎重に議論するとともに、旧姓の通称使用を法制化するよう強く要請する。